

## 駐車施設設置基準

### ○大規模事務所の逡減

事務所部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超える場合は、下記のように床面積を免除して得られた合計面積を床面積とみなし附置義務台数を計算します。

10,000 m <sup>2</sup> 以下の部分の対象床面積	→	緩和なし
10,000 m <sup>2</sup> ～50,000 m <sup>2</sup> の部分の対象床面積	→	30%免除
50,000 m <sup>2</sup> ～100,000 m <sup>2</sup> の部分の対象床面積	→	40%免除
100,000 m <sup>2</sup> を超える部分の対象床面積	→	50%免除

### 計算例

事務所に供する床面積が 25,000 m<sup>2</sup>の場合

$$10,000 \text{ m}^2 (\text{緩和なし}) + 15,000 \text{ m}^2 (\text{緩和対象}) \times 0.7 (30\% \text{免除}) \\ = 20,500 \text{ m}^2$$

附置義務台数を計算する対象となる床面積 → 20,500 m<sup>2</sup>